



図-7 公道下部分の手続き（起債制度利用の場合）

(3) 宅地内部分について

①水道メータより上流側

- 1) 布設替範囲：公私境界から水道メータまでは、漏水防止・有効率向上も目指して事業者が計画的に布設替する。
- 2) 財 源：メータより上流側の宅地内部分の事業費については、営業費用（修繕費等）を財源として実施する。
- 3) 所有権譲渡：宅地内の給水管は従来どおり給水装置所有者の資産とするため、所有権譲渡の手続きは不要である。ただし、工事実施についての了解は得る必要がある。
- 4) 事業推進：公道下部分と同時施工する。
鉛製給水管更新の単独事業とは別に、配水管の布設替に伴う給水管の取替え及び漏水発生時の給水管の取替えも並行して実施する。

②水道メータより下流側

- 1) 目 的：助成金制度により給水装置所有者の布設替のインセンティブを高める。
- 2) 助 成 額：鉛製給水管布設替の工事費の2分の1、10万円を上限に助成。
- 3) 助成期間：早期布設替と鉛製給水管所有者の布設替インセンティブを高めるため、助成金制度は5年間の時限措置とする。
- 4) 広報活動：助成金制度発足時に、対象となる給水装置所有者に対し、PR資料を各戸配布し、制度の利用を促す。

3. まとめ

(1) 鉛製給水管対策の必要性と現状

「世界のトップランナーを目指してチャレンジし続ける水道」を基本理念に掲げ、国民の安心、安定的な供給、運営基盤、文化・技術の継承、給水サービスの充実、環境保全への貢献、国際貢献・調和といったあらゆる分野で世界のトップレベルの水道となるよう、「安心」、「安定」、「持続」、「環境」及び「国際」を5つの主要政策課題と位置付け、水道界全体として取り組んでいくものとする「水道ビジョン」が、平成16年6月に厚生労働省から発表された。

その中で、安心・快適な給水の確保に係る方策の代表的な施策目標の一つとして、「鉛給水管総延長を5年後に半減し、できるだけ早期にゼロにする」が掲げられている。

現在、日本の給水栓水における鉛濃度の水質基準値は、平成14年の水道水質基準改正により0.05mg/Lから0.01 mg/Lに強化されている。この新水質基準値は、今回の海外における鉛給水管に関する実態調査でも明らかのように、先進国主要都市とほぼ同等の基準値となっている。

また、今回の報告書を作成するにあたり、鉛製給水管更新対策に関するアンケートを国内の給水人口5万人以上の水道事業体に対して実施した。アンケートの結果をみると、鉛製給水管が残存していると回答した水道事業体は約70%もあり、その内、半数以上の水道事業体が「更新計画を策定している」或いは「策定作業中」と回答しているが、いまだ計画的に更新を進めていない水道事業体が多く見られる。さらには平成15年に日本水道協会が行った調査と今回の調査を比べると、約2年弱の間に鉛製給水管の残延長は8%以上減少（調査対象：186事業体）しているものの、さらに布設替に力を入れる必要がある。そこで、本委員会では、鉛製給水管布設替を促進するための方策を具体的に検討し、水道事業体が問題に対応する際の一助となるよう本報告書を取りまとめたものである。

鉛製給水管布設替の必要性は、水道事業体に十分理解されていると思われるが、実際の布設替はなかなか進んでいない。これは、鉛製給水管を布設替する主体が給水装置の所有者であるべきなのか、事業体を実施すべきなのかという問題や、水道事業体が布設替を実施する場合、財源をどのように確保すべきかといった課題があるためと考えられる。こうした課題への対応が現在求められている。

(2) 鉛製給水管の布設替計画

鉛製給水管の布設替を円滑に進めるには、布設替計画を策定することが必要である。給水栓における水質にかかる問題でもあるので、策定する布設替計画は、計画期間があまりに長期にわたることは好ましくなく、10年程度までが適当と考えられる。

このように比較的短期間に鉛製給水管を解消するためには、従来の配水管取替及び漏

水防止作業に併せて実施するだけでなく、鉛製給水管布設替の単独事業も実施する必要がある。

鉛製給水管の布設替を進めるに当たっては、給水管の範囲によって対処方法を分ける必要がある。

第一に、分水栓から水道メータまでについては、鉛製給水管の解消が早期に実施する必要があること及び鉛製給水管の布設替によって漏水が減少し有効率が向上することが期待できることなどから水道事業体自らが布設替を行うべきである。

第二に、水道メータから給水栓までの範囲については、原則としては、給水装置の所有者が鉛製給水管の布設替を実施すべきだが、事業体は助成金制度や融資制度により早期更新のインセンティブを喚起すべきと考えられる。

鉛製給水管の残存延長によっては、それらの布設替に多額の事業費を必要とする場合があるが、布設替によって給水管からの漏水が減少し、有効率の向上とそれによる経費削減の効果が期待できる。さらに、有効率の向上により、漏水が減少した分だけ給水量を減らすことができることから、今後、水道事業体に求められるであろう、水道事業の省エネルギー化などについても、メリットが期待できる。

(3) 財源確保と経済的支援

布設替事業の財政に与える影響を軽減する方策として考えられるのが、平成 15 年度から認められた、鉛製給水管布設替事業に係る起債制度の利用である。鉛製給水管布設替事業に起債制度を利用すると、修繕費等として毎年の経常費用から支出する額を低減（全体としては平準化）できるため、水道料金水準への影響なども抑えることができる。言い換えれば、経常の料金収入では、対応できない規模の工事を前倒しで実施でき、鉛製給水管の早期解消を図ることができるということである。

起債制度を利用する場合は、起債対象の事業について事業体資産とする必要があること及び起債額が増加した場合の財政的な影響も懸念されること等から、同制度の利用は、現在のところ、一部の事業体にとどまっている。

本委員会では、起債制度は鉛製給水管布設替の財源確保の有力な方策と考え、鉛製給水管の布設替に起債を利用した場合の試算を実施した。試算結果によると、起債制度を活用することによって、経費負担が平準化され、料金原価への影響を低減できることが確認できた。しかし、鉛製給水管の残存延長が非常に長い事業体では、起債制度を活用しても料金水準への影響が避けられないという結果となった。こうしたケースでは、影響の大きい範囲などに事業対象を絞り込んだり、また、起債制度だけでなく、助成金制度と組み合わせて事業を進めるなど、事業体の状況によって、最適な手法を採用することが必要と考えられる。

水道事業体による布設替事業を行う場合には、水道メータよりも下流側については、実施が難しい面があるが、給水装置所有者自らが布設替工事を行う場合の工事費の一部